

# 第2次 鳥取県無電柱化推進計画

---

令和8年3月

鳥取県県土整備部道路局道路企画課

## 目次

1	はじめに .....	1
2	無電柱化の推進に関する基本的な方針 .....	1
	（1）鳥取県管理道路における無電柱化の現状.....	1
	（2）今後の無電柱化の取り組み .....	1
3	計画の期間.....	2
4	無電柱化の推進に関する目標.....	2
5	無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策.....	3
	（1）無電柱化事業の実施 .....	3
	（2）占用制度の運用 .....	6
6	施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項 .....	6

## 1 はじめに

道路上の電線・電柱は、景観を損なうだけでなく歩行者や車椅子の通行の妨げとなるとともに、地震等の災害時に電柱が倒れた場合、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々の危険がある。

しかし、我が国の無電柱化率は欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べ極めて低い状況にある。

このような状況に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することを目的として、「無電柱化の推進に関する法律（以下「無電柱化法」という。）」が平成28年に成立、施行された。

本県では、令和3年に「鳥取県無電柱化推進計画」（以下「前計画」という。）を策定し、県管理道路における無電柱化を推進してきた。

本計画は、前計画に引き続き、無電柱化法に基づく無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため定めるものである。

## 2 無電柱化の推進に関する基本的な方針

### （1）鳥取県管理道路における無電柱化の現状

鳥取県では、昭和61年度から国の電線類地中化計画等に基づき、道路管理者と電線管理者が協議の上でDID区域（人口集中地区）や災害時における緊急輸送道路、またバリアフリー重点整備地区等を対象として整備計画を策定し整備を進めてきた。

これまで整備を進めた結果、市街地部の緊急輸送道路等で整備が進み、災害時の安全確保や、良好な景観形成に寄与しているものの、防災拠点施設間の結節やネットワークとしての整備ができていないといった課題がまだあり、無電柱化が十分に進んでいるとは言い難い状況である。

### （2）今後の無電柱化の取り組み

防災の観点、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、県民と関係者の理解、協力を得つつ、無電柱化を推進していくこととする。

## <無電柱化の計画対象道路>

### ① 防災・減災、国土強靱化

人口密度とともに電柱・電線の密度が高く、災害時の被害が甚大となる恐れがある都市部（DID区域）内の緊急輸送道路等

### ② 安全・円滑な交通確保

安全かつ円滑な交通の確保のためにバリアフリー化が必要な、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路

### ③ 景観形成・観光振興

重要伝統的建造物群保存地区や景観に関する法律等に位置付けられた地域における良好な景観形成や観光振興のために必要な道路

### ④ 県内のDID区域内にある主要な駅の周辺道路

### 3 計画の期間

令和 8（2026）年度から令和 1 2（2030）年度までの 5 年間とする。

### 4 無電柱化の推進に関する目標

#### <優先区間の考え方>

本計画では、計画対象道路のうち、防災・減災、国土強靱化に資する都市部（DID 区域）内の緊急輸送道路を最優先と位置付け、更に次の観点で選定した所要の幅員を有する区間（※）を優先区間とし、無電柱化を推進する。（表 1）

- ・広域交通網へのアクセス区間
- ・地域防災拠点へのアクセス区間
- ・無電柱化実施済み区間の連続区間
- ・市町村事業と連携する区間

※電線共同溝の設置が可能な幅員 2.5m 以上の両側歩道を有する区間を基本とする

表 1 無電柱化優先区間

路線名	箇所	道路延長 (km)
県道倉吉青谷線	倉吉市八屋～山根	0.82
県道西町鳥取停車場線	鳥取市瓦町及び今町 1 丁目	0.20
県道鳥取国府線	鳥取市末広温泉町	0.38
国道 1 8 1 号	米子市博労町～道笑町	1.28
県道大山寺岸本線	西伯郡伯耆町小林	0.85

## 5 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

### (1) 無電柱化事業の実施

#### ア 電線共同溝方式

道路の地下空間を活用して電力線、通信線等をまとめて収容する無電柱化の手法。沿道の各戸へは地下から電力線や通信線を引き込む仕組みとなっている。

費用負担は電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者及び電線管理者が負担する。

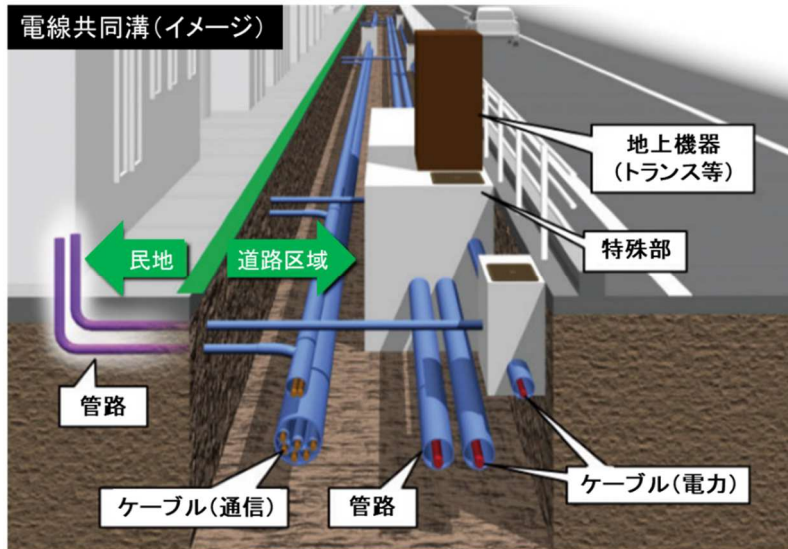
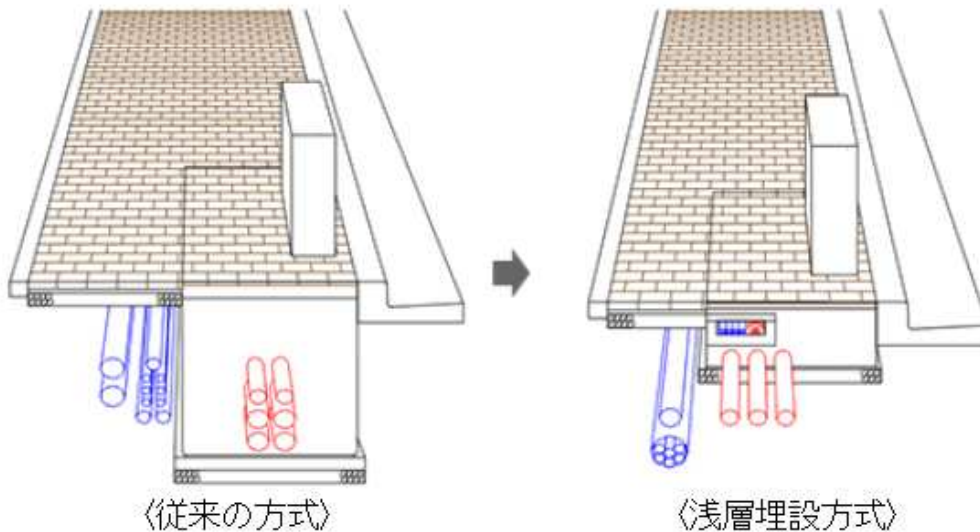


図1 電線共同溝イメージ (出典：国土交通省ホームページ)



電線類の埋設深を浅くすることで、埋設する際の掘削等の土量を削減でき、特殊部も小型化するので従来の埋設深に比べ建設費を抑えることが可能

図2 浅層埋設方式による無電柱化イメージ図 (出典：国土交通省ホームページ)



写真1 電線共同溝整備事例（鳥取市内）

管路の浅層埋設 (実用化済)	小型ボックス活用埋設 (実用化済)	直接埋設 (国交省等において実証実験を実施)
<p>現行より浅い位置に埋設</p>  <p>管路の事例(国内)</p>	<p>小型化したボックス内にケーブルを埋設</p>   <p>小型ボックスの事例</p>	<p>ケーブルを地中に直接埋設</p>  <p>直接埋設の事例(京都)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>浅層埋設基準を緩和(平成28年4月施行)</li> <li>全国展開を図るための「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き(案)」を作成(平成29年3月発出)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル施工(平成28年度～)</li> <li>電力ケーブルと通信ケーブルの離隔距離基準を改定(平成28年9月施行)</li> <li>全国展開を図るための「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き(案)」を作成(平成29年3月発出)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接埋設方式導入に向けた課題のとりまとめ(平成27年12月)</li> <li>直接埋設用ケーブル調査、舗装への影響調査(平成28年度)</li> <li>実証実験を実施(平成29年度)</li> </ul>

図3 低コスト手法による無電柱化（出典：国土交通省ホームページ）

## イ 自治体管路方式

地方公共団体が管路設備を敷設する手法。構造は電線共同溝とほぼ同じ管路方式が中心であり、管路等は、道路占用物件として地方公共団体が管理する。

費用は管路設備の材料費及び敷設費を地方公共団体が負担し、残りを電線管理者が負担する。

## ウ 単独地中化方式

電線管理者が自らの費用で地中化を行う手法。管路等は電線管理者が道路占用物件として管理する。

費用は全額電線管理者が負担する。

## エ 要請者負担方式

各地方の無電柱化協議会で優先度が低いとされた箇所等において無電柱化を実施する場合に用いる手法であり、原則として費用は全額要請者が負担する。

## オ 軒下配線方式・裏配線方式

### (ア) 軒下配線

無電柱化したい通りの脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下または軒先に配置する手法。

### (イ) 裏配線

無電柱化したい主要な通りの裏通り等に電線類を配置し、主要な通りの沿道の需要家屋への引込みを裏通りから行い、主要な通りを無電柱化する手法。

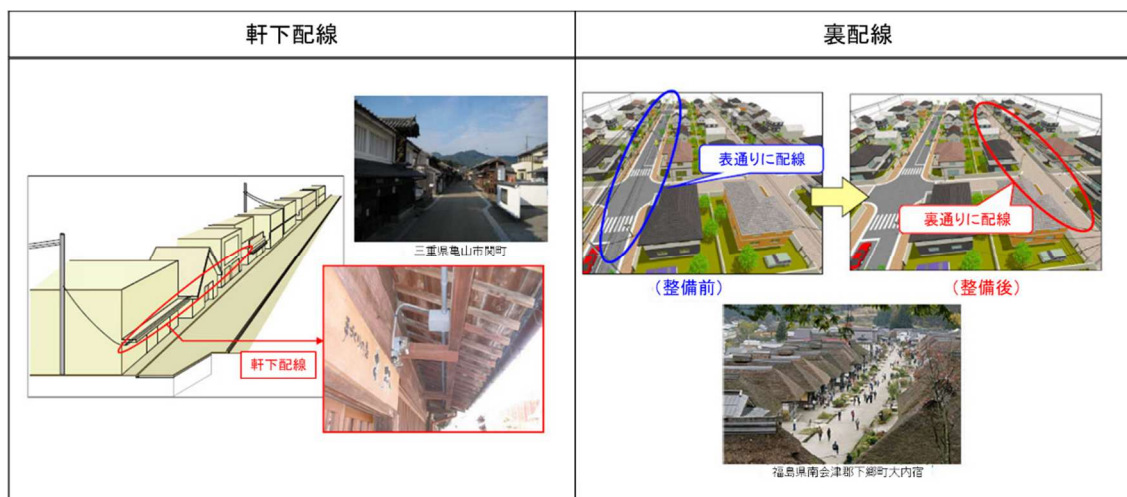


図4 軒下配線方式・裏配線方式 (出典：国土交通省ホームページ)

## (2) 占用制度の運用

### ア 占用制限制度の適切な運用

道路法第37条に基づき、道路管理者は県管理の緊急輸送道路等において、占用制限区域を指定し、新設電柱の占用を制限するとともに、既設電柱の更新及び新設の際には、道路区域外への移設を働きかける。

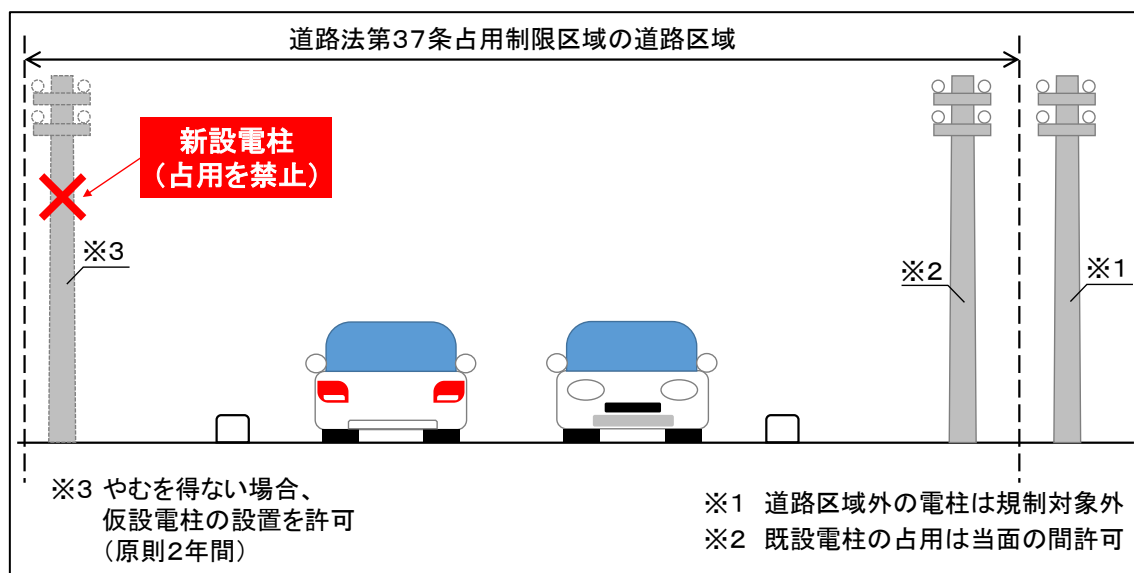


図5 道路法第37条占用制限区域における新設電柱の占用禁止措置

### イ 道路事業に併せた無電柱化

無電柱化法第12条に基づき、電線管理者が道路事業の実施と併せて無電柱化を行うことができるよう、道路管理者は電線管理者に道路事業の実施予定を、その事業の着手2年前までに通知し、無電柱化の実施について調整する。

## 6 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

### (1) 無電柱化の啓発活動

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め、無電柱化に関して県民の理解が得られるよう、無電柱化に関する施策やその取組状況について、鳥取県のホームページや広く県民が参集するイベント等を通し無電柱化に関する広報・啓発活動を行う。

### (2) 無電柱化情報の共有

国や電線管理者と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに県内の取組について情報共有を図る。

## 第2次 鳥取県無電柱化推進計画

2026年3月

鳥取県県土整備部道路局道路企画課  
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地